

# 危険物新聞

第 449 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松 村 光 惟  
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円



## 「危険物 いつも本番 待ったなし」

6月18日 大阪府危険物安全大会開催

第2回全国危険物安全大会が、今年は6月2日から1週間全国一斉に行われる。

消防庁、全危協等では本年も統一標語の募集を行っていたが、京都市の堤吉美氏の「危険物いつも本番待ったなし」が入選した。

大阪府では危険物安全運動を月間として、6月一パイ危険物事故防止の運動を展開することとし、6月18日午後1時半から、近鉄劇場（大阪・上本町）で安全大会を開催、知事表彰、記念講演、その他多彩なアトラクションを予定している。

# 保安講習、7月8日から

## 平成3年度、府下各地で63会場

危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等（ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者（保安監督者を含む）は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない。

### 受講期限は3年以内

受講期限は、原則として、資格を取得して危険物を取扱った日、又は保安講習を受講してから3年以内（ただし、昭和62年4月以前に受講した者は5年以内）に受講しなければならない。

受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。

また、上記以外の危険物取扱者も受講することができ、他府県で交付された免状所有者も、大阪府で受講することができる。

平成2年度、前期（7月～12月）は、別掲のとおり大阪府下全域で開催し、後期は2月に計画している。

また、申込書様式は5日下旬各消防本部で配布の予定。講習は、

- ① 化学工場
- ② 石油コンビナート
- ③ 給油取扱所
- ④ タンクローリー
- ⑤ その他一般

と5部門に分けて開催するので、原則として業種区分の講習を受講されたい。

なお、2月期は、大阪市内6会場、茨木、堺、東大阪の6会場しか予定されていないので、できるだけ早期に受講されるよう計画されたい。

### 給油取扱所は夏季に集中

ガソリンスタンド関係の保安講習は、業界の要望もあって、閑散期の7月、8月に大阪、堺、摂津（中央環状線淀川北側、駐車場あり）で5会場開催されるので間違いのないように。



財団法人全国危険物安全協会では、危険物流通の国際化にかんがみ、この程日本における危険物規制の概略を示した英語版小冊子「OUTLINE OF HAZARDOUS MATERIAL REGULATON IN JAPAN」を発刊した。入用の節は本会に照介されたい。

# Safety & Fire Engineering



防火・防災機器をフルラインアップ。豊富な製品群が多様化するニーズに応えます。

安全は時代の必然。

新しいマルナカ、始動。



株式会社 マルナカ

口本 社 大阪府北区中崎西4丁目2番27号 〒530  
TEL.(06)371-7775(代表) FAX.(06)372-1659

口東京本社 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 〒113  
TEL.(03)944-0161(代表) FAX.(03)944-0170

株式会社 神戸マルナカ

株式会社 名古屋マルナカ

平成 3 年度前期 (7 月～12 月) 保安講習予定表

◇化学工場関係 (3 回)

回数	開催日時	会 場	
14	7/25(木)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
16	7/29(月)午後	〃	〃
54	12/9(月)午後	〃	〃

◇大阪北港コンビナート関係 (2 回)

30	10/15(火)午後	此花会館	大 阪 市
43	11/1(金)午後	〃	〃

◇給油取扱所関係 (5 回)

4	7/11(木)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
* 7	7/16(火)午後	堺市民会館	堺 市
8	7/17(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
10	7/19(金)午後	〃	〃
* 18	8/2(金)午後	関西技能開発センター	摂 津 市

◇タンクローリー関係 (4 回)

19	9/7(土)午後	トラック協会会館	大 阪 市
* 22	9/26(木)夜	堺・臨海センタービル	堺 市
23	9/28(土)午後	トラック協会会館	大 阪 市
* 35	10/19(土)午後	堺・臨海センタービル	堺 市

◇その他・一般 (29回)

1	7/8(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
2	7/10(水)午後	〃	〃
3	7/11(木)午前	〃	〃
6	7/15(月)午後	〃	〃
9	7/18(木)午後	〃	〃
11	7/22(月)午後	〃	〃

* 12	7/23(火)午後	岸和田・鉄鋼・金属会館	岸和田市
13	7/24(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
* 15	7/26(金)午後	堺市民会館	堺 市
17	7/30(火)午後	貝塚市福祉会館	貝 塚 市
24	10/1(火)午後	守口市文化ホール	守 口 市
26	10/7(月)午後	大東市民会館	大 東 市
* 27	10/8(火)午後	和泉解放総合センター	和 泉 市
28	10/9(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
29	10/11(金)午後	豊中市民会館	豊 中 市
31	10/16(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
* 34	10/18(金)午後	八尾市消防本部	八 尾 市
36	10/21(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
37	10/22(火)午後	枚方・府民センター	枚 方 市
38	10/23(水)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
40	10/28(月)午後	枚方・府民センター	枚 方 市
41	10/29(火)午後	茨木市商工会議所	茨 木 市
44	11/5(火)午後	高槻市消防本部	高 槻 市
45	11/6(水)午後	〃	〃
46	11/19(火)午後	吹田メイシアター	吹 田 市
47	11/20(水)午後	〃	〃
* 50	11/26(火)午後	富田林市民会館	富 田 林 市
52	12/2(月)午後	大阪府商工会館	大 阪 市
53	12/4(水)午後	〃	〃

注1. 講義時間は、午前の部 (9 時又は 9 時 30 分)、午後の部 (13 時又は 13 時 30 分) 開講で、いずれも 3 時間。

注2. 会場欄の \* 印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料。)

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)



## 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

## 懸賞論文入選決まる

### 平成3年度優秀作品に萩原氏

財大阪府危険物安全協会では「平成3年度、危険物安全管理に関する論文」を募集していたが、府下各事業所から8点の応募があり、慎重に審査の結果、優秀賞に萩原氏、優良賞に遠藤氏、佳作に江口氏外1名が入選した。

#### 第1部（製造、取扱い部門）

##### 〈優秀賞〉

「防災は他者への配慮の優先から」  
萩原 儀一（ヤナセ製油㈱）

##### 〈優良賞〉

「私の職場の危険物管理方策」  
遠藤 春義（大日本インキ化学工業㈱吹田工場）

##### 〈佳作〉

「化粧品製造工場における安全管理」  
江口 仁（大阪資生堂㈱）

#### 第2部（貯蔵、流通、販売部門）

##### 〈佳作〉

「ガソリンスタンド生活30年」  
大雄 光行（大雄石油㈱）

#### 〈参考図書案内について〉

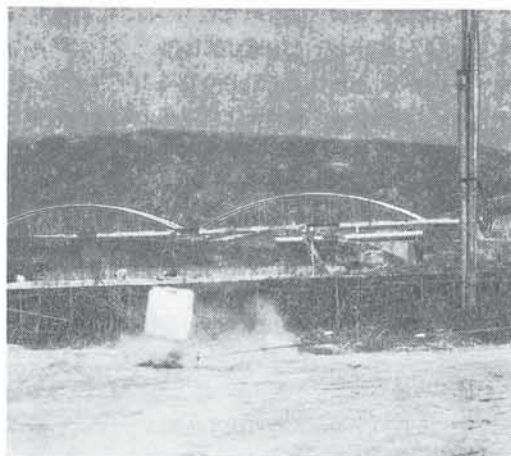
- ◇危険物関係「申請手続きの要領」 ￥1,000  
大阪市危険物安全協会編
  - ◇危険物施設の事故事例100 ￥1,000  
財全国危険物安全協会編
- 大阪市危険物安全協会 06-531-5910

## 柏羽藤火災予防協会・危険物部会

### 実験研修会開催

柏羽藤火災予防協会では、3月28日、藤井寺市内の大井訓練場において、燃焼・爆発実験及び研修会参加者による消火訓練が行なわれた。

当日は、約50名の参加者があり、講師として三代澤康雄氏をむかえ、危険物の比較燃焼、天ぷら火災実験（火のついた天ぷら油に水を入れたら）、空ポリ容器の爆発実験等が行なわれ、最後に参加者全員による消火器を使用した消火訓練でしめくくった。



ポリ容器の爆発実験状況  
(爆発の直後)

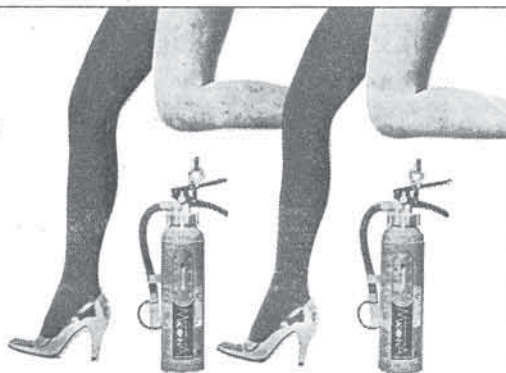
安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
モリタの消火器  
**MADONNA**

火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel(06)751-1351(代)  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



## — 懸賞論文優秀作品 —

## 「防災は他者への配慮の優先から」

ヤナセ製油株式会社 寝屋川工場 萩原 儀一

## はじめに

住宅や工場等が混在している地域で操業している私たちの工場は、危険物第四類の第三石油類や第四石油類を主原料とする、自動車用潤滑油・工業用潤滑油・工作油類・グリース等を製造し、全国17ヶ所の営業所を通して各需要家に御利用頂いている。

約30年前に大阪市内より工場移転をおこない、寝屋川市で操業を始めた時には、近隣はほとんど田園風景の中であったが、近年は都市化の波の中で住宅やマンション等の建設など、急激な変化にみまわれている。

このような状況の中で工場を運営して行くには、常に機械設備の予防保全や消火設備の点検整備の他、防災を第一に掲げて、私たち一人一人が防災の意識を高めるとともに、その安全認識の基本は「私たちをとりまく他の人人への配慮を最優先」と考えた安全管理を、確固としたものにならなければならないと思っています。

当工場は従業員31名の少人数事業所ではあるが、工場長を委員長とし、各職場の責任者の6名を委員とする防災委員会のもとに、一人一人が防災の担い手としての自覚を高めながら、全員参画で次の様な活動を続けています。

- (1) 月例防災活動
- (2) 安全チェック週番制度
- (3) 危険物取り扱いに関する教育
- (4) 設備の点検と保全

## 1. 月例防災活動

約20年前に当工場は取かしいことですが火災事故を起し、1棟を焼失するという痛恨の経験をしました。その時職場の一人一人の防災意識の低さが、この事故を引き起したと痛切に感じて、従業員全員の防災意識向上と、消防設備の点検や操法、機械設備の点検整備などを定期的に行うことによって、二度と事故を起こすことがない様に努めるべく、この活動を始めました。

ここに、前年の活動内容を述べます。活動内容は防災や安全に関する事柄をテーマとして実施しています。

- (1) 月別テーマ及び実施事項
  - 1月 消火器具類操法の徹底（毎月実施）  
工場の美化

- 2月 災害時の避難方法
- 3月 家庭における火災原因と防火
- 4月 交通安全（通勤途上の事故防止）
- 5月 防災意識のマンネリ化防止
- 6月 防災の基本一整理整頓の見直し
- 7月 工場内部署別相互チェック
- 8月 夏バテ防止と健康管理
- 9月 無災害達成と機械設備
- 10月 無理な作業方法からの危険
- 11月 共同作業における各人の怠慢と事故
- 12月 近所の火災事故体験から

## (2) 活動の進め方

- a 担当部署を決める（グループ①より順番に）

※工場内の5つの職場を6グループに別けている。

- ①潤滑油工場Ⅰ、②潤滑油工場Ⅱ、③工作油工場
- ④グリース工場、⑤出荷、⑥事務・検収。

- b 担当職場内でリーダー及びテーマを決め、防災の日の準備をする。

※リーダーには全員その順番がまわって来るようにしている。

- c 当日の行事

※朝礼 イ、テーマにそったスピーチ（3～5分）  
ロ、訓練等行事内容の連絡と役割分担の通知

（イ、ロ、はリーダーがおこなう）

※防災行事（終業前30分～60分）

- ①消火器具の点検と操法
  - ②火災報知機の作動確認
  - ③油分離槽の点検と清掃
  - ④その他（月々のテーマによって異なる）
- ①～③は毎月行う

この活動は毎月、その月の10日（その日が休日の場合はその前日）と決めて決して変更しない原則を守っている。

活動を始めてから暫くは色々問題がありました。製造現場で働く全員が、順番にリーダーとしての当番がまわって来るものですから、特に、人前で話すことは苦手だとか言って、他の人に代わってほしいなどの要求があったり、消火器操法など、他の人が訓練しているのを見たり聞いた

りしただけで、自ら手にして訓練することをテレル者もいましたが、現在は何とか全員スムーズにこの活動を続けております。

消火器具操作法の中で、特に消防ポンプの操作方法については、自衛防隊編成におけるポンプ班の者だけでなく、男子従業員全員が操作出来る様に訓練をしているところです。

ただ、この様な活動は月日の経過とともにマンネリ化し易いため、日頃、危険物新聞に掲載される危険物施設の事故例や、一般紙、テレビで伝えられる色々の事故のニュースなども使って、いつも新たな心構えで各自の防災意識を高める様に努めています。

## 2. 安全チェック週番制度

週番制度と述べましても、何も目新しいことではなく、色々のところで取り入れられている事です。

ただ、当工場では前にも述べました様に、20年前の火災事故で、その原因とみなされた作業終了時の火気使用箇所の後始末不徹底という教訓から、作業者一人一人が危険物を取り扱うことの自覚を高めることは当然ながら、尚且つ人間が為すことには見落としも必ずあるという観点から、二重三重の安全策の一つとして、この安全チェック週番制度をもうけました。以下にその内容を述べます。

- (1) 週番は工場従業員全員で当番制とする。
- (2) 週番は各職場別に行う。
- (3) 週番担当者の役割 (主に終業時)

イ、休憩所の灰皿及びタバコの吸殻処置確認。

※休憩所には卓上用灰皿を1～2ケと、たまった吸殻を処置するためのペール缶を1個置いている。

※卓上用灰皿は吸殻を置いた時、吸殻が自然に中の方へ滑り込み易い様な形のもので、中には少量の水を入れたもの。同じくペール缶にも少量の水を入れている。

※灰皿やペール缶の数は許可なく増してはならない。

ロ、火の元の確認 (ボイラー等)

※火気の使用終了時刻を必ずチェックする。

ハ、電源OFFの確認。

※非常用電源 (火災報知機や防犯灯用等) 以外は終業時に全て電源を切る。

ニ、屋外タンク、屋内タンクの元バルブの確認。

ホ、戸締りの確認。

ヘ、その他職場別に決められた確認事項。

ト、日誌の記録と提出。

※日誌にはチェック項目をすべて手書きで記録する。チェック項目を予め印刷したものは使用しない。

(4) 各職場責任者の役割

イ、週番日誌のチェックと捺印。

ロ、担当職場を巡回し、週番チェック箇所を再チェックして、巡回記録表 (各職場の数ヶ所に掲示している) にその時刻を記入。

ハ、確認済みの週番日誌を工場長に提出。

(5) 工場長の役割

イ、提出された週番日誌のチェック。

ロ、工場内全職場の巡回と週番チェック箇所のチェック確認。

※工場長や職場責任者、週番担当のうち、不在の者がある時は代理の者がこれをおこなう。

以上が当工場の安全チェック週番制度ですが、合理的な安全管理をされている企業から見られると、単純で地道なものです。

ただ、私たちは事故の教訓から、私たちを取り巻く多くの人々の安全への責任を果す方法の一つとして、1人1人が自らの体を使って、最終の安全確認を実行しています。又、その結果として、私たちが陥り易い、安全に対する自

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
ヤマトプロテック株式会社として、  
大きく、はばたいています。  
今後ともよろしくお願いたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 千108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(F) ■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
本社 千537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)978-0701(F) 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

覚のマンネリ化も多分に防止出来ているものと思います。

### 3. 危険物取り扱いに関する教育

当工場が取り扱っている危険物は、先にも述べました様に、危険物第四類の中でも高引火点物質が主となるために、その取り扱いに従事する私たちが、安全に対して安易な考え方に流されないように、又その危険性を良く認識出来るように、本社研究所から担当者を招き、講習をおこない知識を広げる様にしています。

近年は人手不足が深刻になるなか、特に中小企業の製造工場は、一般に 3 K 職場と見られがちで、従業員を中途採用する場合、危険物に対する知識や認識が少ない人もいます。そのため、入社時教育の他、入社後 3 ヶ月間はマンツーマン方式で、取り扱い注意事項等の実地教育を終えてから、能力に応じた職場に配属する様にしています。

また、危険物取扱者免許の取得については、社内の他の部門と共同で、危険物取扱者養成の社内教育コースを年間 4 回実施し、積極的に受験を促していますが、合格率も年々上昇傾向になっています。現在、当工場の男子従業員の 60% が危険物取扱者の免許所持者となっていますが、これからの、一人でも多くその資格を取得出来る様に目指しています。

### 4. 設備の点検と保全

これまでは人の面から、防災に対する取り組みを述べてきましたが、当然、設備関連の点検と保全は防災上重要なものであります。

したがって、先に述べました「防災の日」の行事としての従業員による点検や設備担当者による整備のほか、電気設備については電気保安協会による、月次点検及び年次総合点検を実施しています。勿論、消火関連設備については、専門業者に点検、保全を依頼し、非常時への備えとしています。

尚、設備や工程を新しく導入する場合は、今日まで守ってきた方針通り、爆発火災が万が一にも予知される様なも

のは、決して設置しないという原則を、これからも固く守って行く決意です。

### おわりに

当工場の防災に対する取り組みについて述べてきましたが、ハード、ソフト両面とも、改善向上を図るべきところも多くあります。

今後、機械設備等については、関係する消防署の指導もいただきながら、より安全な工場を目差すとともに、その取り扱いに携わる私たちが、頭書にも述べました「防災は他者への配慮の優先から」の安全認識の精神を深めることで、防災体制の確立をはかるよう努めています。以上

## ソフト面からみた

# 危険物規制 Q&A

(第 11 回)

大阪市消防局  
危険物研究分科会

### 6 屋外貯蔵所

Q31 ガソリンは、一般的によく使用されており、屋外貯蔵所で貯蔵することが認められている。

A31 いいえ。屋外貯蔵所では、貯蔵できる危険物の品名が限定され、第 1 石油類に該当するガソリンは、引火性強く、貯蔵できません。

〔参考条文〕政令第 2 条〔貯蔵所の区分〕

(7) 屋外の場所において第 2 類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が 21 度以上のものに限る。）又は第 4 類の危険物のうち第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類若しくは動植物



### 暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検  
株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号  
〒550 電話 (06) 443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号  
〒547 電話 (06) 707-3341



油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「屋外貯蔵所」という。）

Q32 屋外貯蔵所では、危険物は、容器に収容して貯蔵しなければならない。

A32 はい。ただし、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵する場合は、容器に収容する必要はありません。なお、容器は、腐食、さけめ等のあるものを使用してはいけません。

〔参考条文〕政令第26条 (11) 屋外貯蔵所においては、第12号に定める場合を除き、危険物は、自治省令で定めるところにより容器に収納して貯蔵すること。

(12) 第16条第2項に規定する屋外貯蔵所においては、硫黄等を囲いの高さ以下に貯蔵するとともに、硫黄等があふれ、又は飛散しないように囲い全体を難燃性又は不燃性のシートで覆い、当該シートを囲いに固着しておくこと。

政令第24条 (11) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。

〔事故事例〕

横倒して貯蔵していた廃油ドラム缶の口金が腐食して穴があき、この穴から160ℓの廃油が漏えいした。

Q33 ドラム缶等を、屋外貯蔵所で積み重ねて貯蔵するときは、架台等に安全に積み高さの制限はない。

A33 いいえ。屋外貯蔵所では、危険物を収容した容器の高さは、架台のない場合3m（第3、4石油類及び動植物油類は4m）以下、架台で貯蔵する場合6m以下としなければいけません。

〔参考条文〕政令第26条 (11の2) 屋外貯蔵所で危険物を貯蔵する場合には、自治省令で定める高さを超えて容器を積み重ねないこと。

(11の3) 屋外貯蔵所において危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、自治省令で定める高さを超えて容器を貯蔵しないこと。

規則第40条の2 令第26条第1項第3号の2及び第11号の2の自治省令で定める高さは、3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類、第4石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）とする。

規則第40条の2の4 令第26条第1項第11号の3の自治省令で定める高さは、6メートルとする。

(次号へ続く)





ハツタは先端技術とふれあいの心をいかに  
**Hi-Tech & Hi-Touch**  
ハイテック&ハイタッチ

(損害防止)  
**ロスプリベンションが使命です。**  
ロスプリベンションのトータルプランから  
メンテナンスフォローまで  
各種システム&デバイスで  
お応えします。

営業品目  
消火システム・警報システム・特機デバイス・防災関連デバイス・消火器

 **株式会社 初田製作所**  
本社/〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地  
TEL (0720) 56-1281 (大代) FAX (0720) 56-1472